

投資信託振替制度 口座管理機関の業務の概要

(株)証券保管振替機構
社債投信業務部

2014.12

目次

I 口座管理機関について

- 1 口座管理機関の定義
- 2 振替口座簿（口座区分・記載事項）
- 3 振替口座簿の構造
- 4 直接口座管理機関と間接口座管理機関
- 5 指定販売会社、日銀ネット資金決済会社
- 6 直接口座管理機関の役割
- 7 間接口座管理機関の役割

- 4 抹消（解約）/非DVP
- 5 抹消（解約）/DVP
- 6 抹消（償還）/非DVP
- 7 振替
- 8 移行
- 9 銘柄情報の取得
- 10 残高確認（リコンサイル）
- 11 機構からの各種通知の取得

II 主な業務処理

- 1 口座管理機関の主な業務処理
- 2 新規記録（設定）/非DVP
- 3 新規記録（設定）/DVP

III 制度への参加について

- 1 制度参加に関する検討事項及び準備
- 2 機構とのシステム接続イメージ
- 3 主要手数料
- 4 主な関連資料及び掲載場所

I 口座管理機関について

1 口座管理機関の定義

■ 口座管理機関の概要

投資信託振替制度における「口座管理機関」とは、他の者のために口座の開設をする者をいいます。

そのためには、投資信託受益権を記録、管理する「振替口座簿」を備えることが「社債、株式等の振替に関する法律」により義務付けられています。

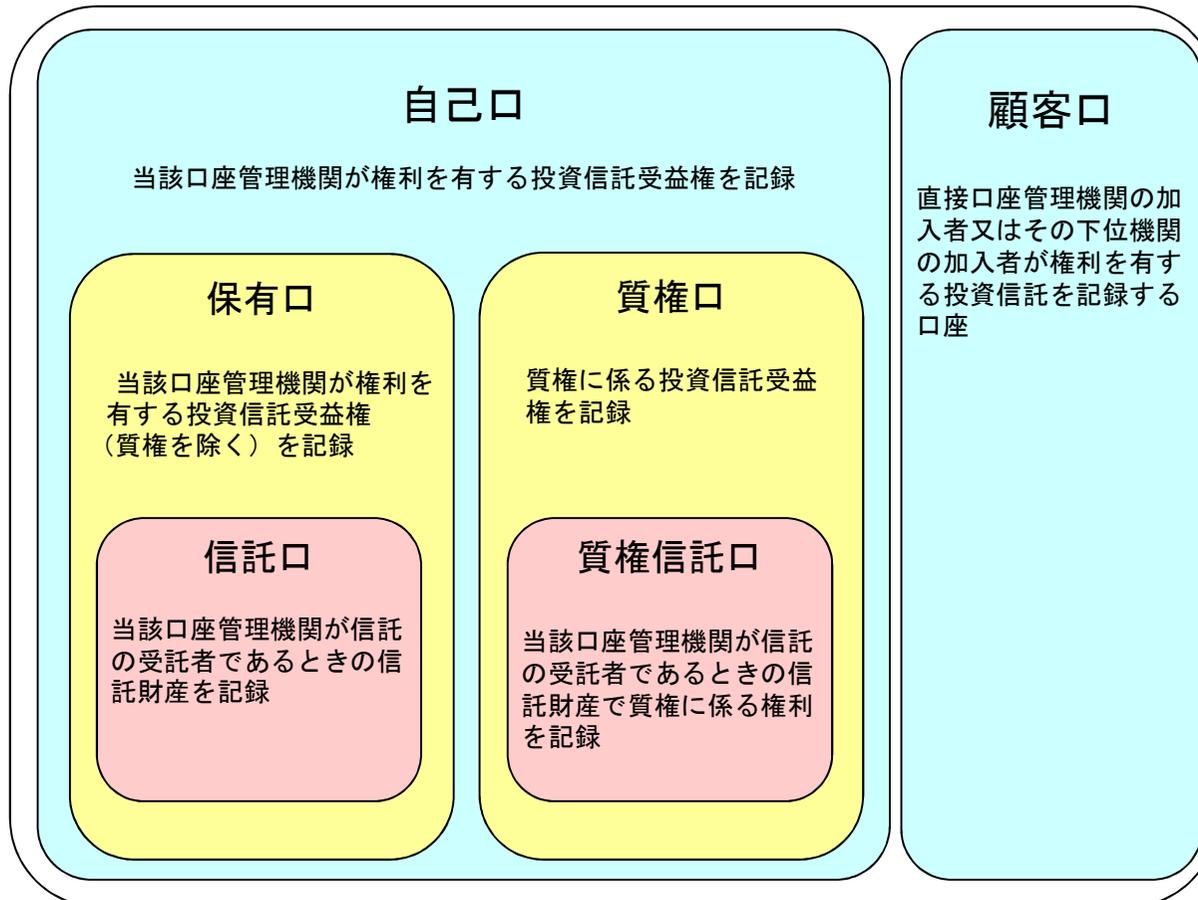
なお、口座管理機関は、あらかじめ機構又は他の口座管理機関に投資信託受益権の振替を行うための口座を開設する必要があります。

■ 口座管理機関の範囲

口座管理機関となることができる者の範囲は、証券会社、銀行、保険会社、農業協同組合、信用協同組合、信用金庫、労働金庫等、「社債、株式等の振替に関する法律」第44条第1項及び「口座管理機関に関する命令」第2条に規定されています。

2 振替口座簿（口座区分・記載事項）

【振替口座簿の口座区分】

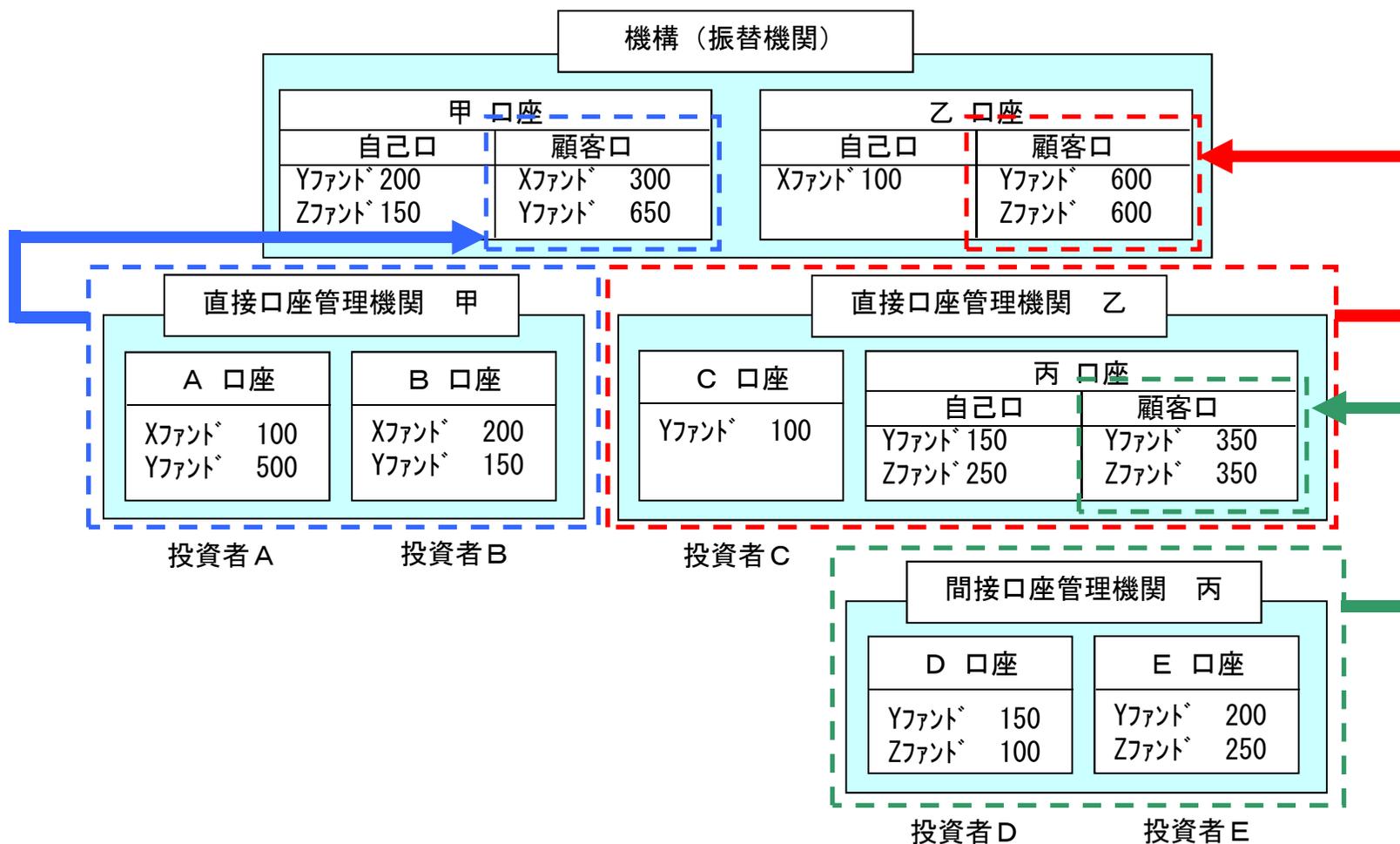


【振替口座簿の記載事項】

- ・ 加入者の氏名、名称
- ・ 加入者の住所
- ・ 投資信託の銘柄名
- ・ 投資信託の銘柄ごとの口座における増減口数及び口数
- ・ 投資信託に関する処分の制限がされた場合にはその旨の表示等
- ・ 加入者が質権者である場合はその旨及び質権の目的である銘柄ごとの口数
- ・ 加入者が信託の受託者である場合はその旨及び信託財産であるものの口数
- ・ その他政令で定める事項

3 振替口座簿の構造

口座管理の形態は、多層構造になっています。



4 直接口座管理機関と間接口座管理機関

■ 直接口座管理機関（機構加入者）

- 機構に口座を開設する必要があります。
- 機構とシステム接続し、投信振替システムにおける業務処理を行います。
- 下位の口座管理機関（間接口座管理機関）がある場合は情報連携を行い、間接口座管理機関に係る業務処理を投信振替システムにおいて行います。
- 機構との間で日々、残高確認を行います。

■ 間接口座管理機関

- 他の口座管理機関に口座を開設する必要があります。
- 機構とのシステム接続はありません。直接口座管理機関（機構加入者）と情報連携し、直接口座管理機関（機構加入者）を通じて投信振替システムにおける業務処理を行います。
- 直接口座管理機関との間で日々、残高確認を行います。

5 指定販売会社、日銀ネット資金決済会社

口座管理機関は、必要に応じ、「指定販売会社」や「日銀ネット資金決済会社」としても制度に参加（機構に登録）します。

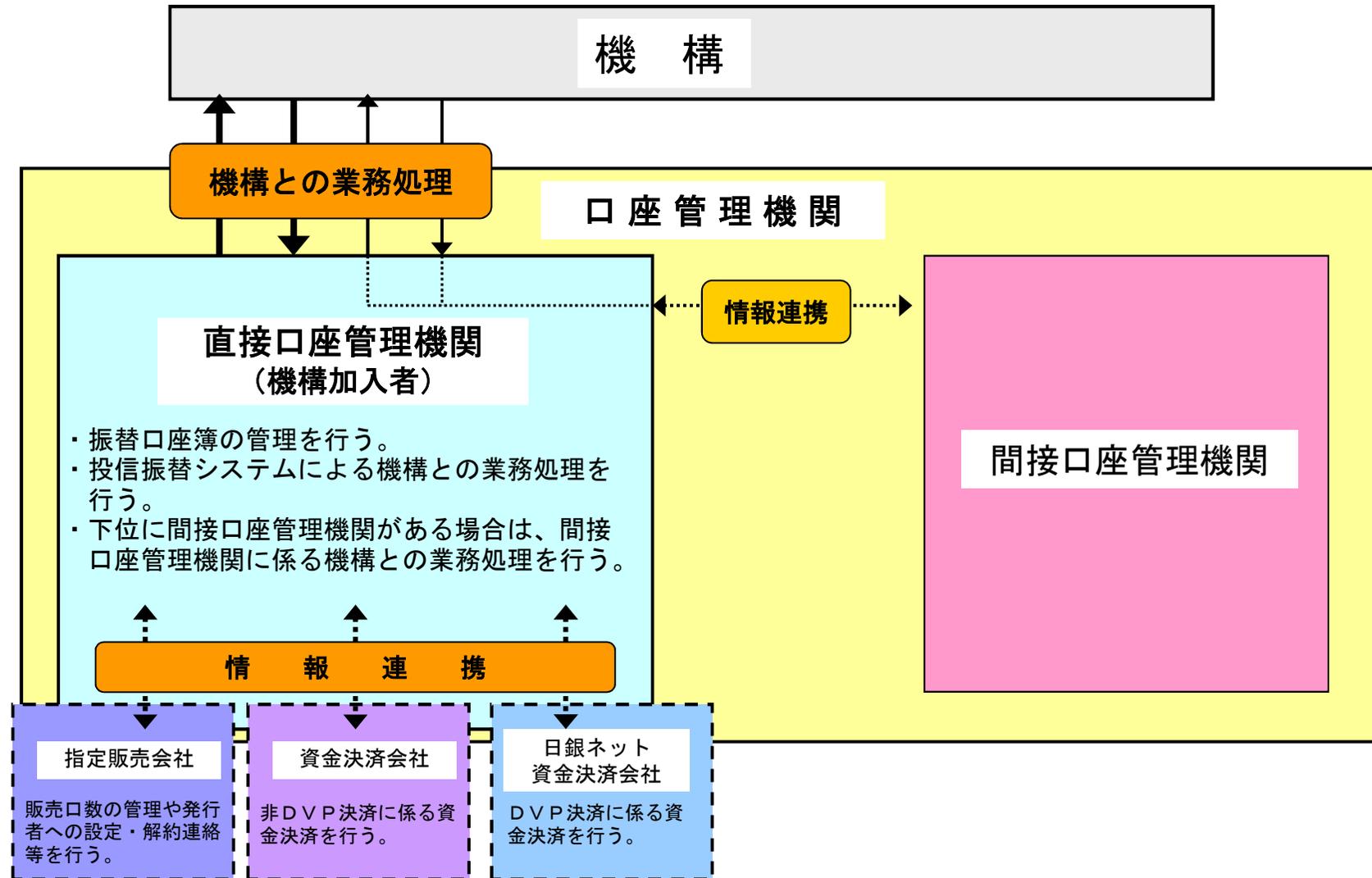
■ 指定販売会社

- 発行者との契約に基づき、投資信託受益権の募集の取扱い、解約・買取の取扱い、収益分配金や償還金の支払い等の業務を行うものをいいます。
- 指定販売会社としての業務を行う口座管理機関は、あらかじめ機構にその旨の届出を行います。

■ 日銀ネット資金決済会社

- 新規記録（設定）及び抹消（解約）に伴い、日本銀行において資金決済（DVP決済）を行うものとして機構に登録されたものをいいます（日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ、日銀ネットのオンライン取引先を有する金融機関等に限ります）。
- DVP決済を行う指定販売会社は、その利用する日銀ネット資金決済会社をあらかじめ登録することが可能です（自社が日銀ネット資金決済会社となるほか、他社を日銀ネット資金決済会社として登録することも可能です）。

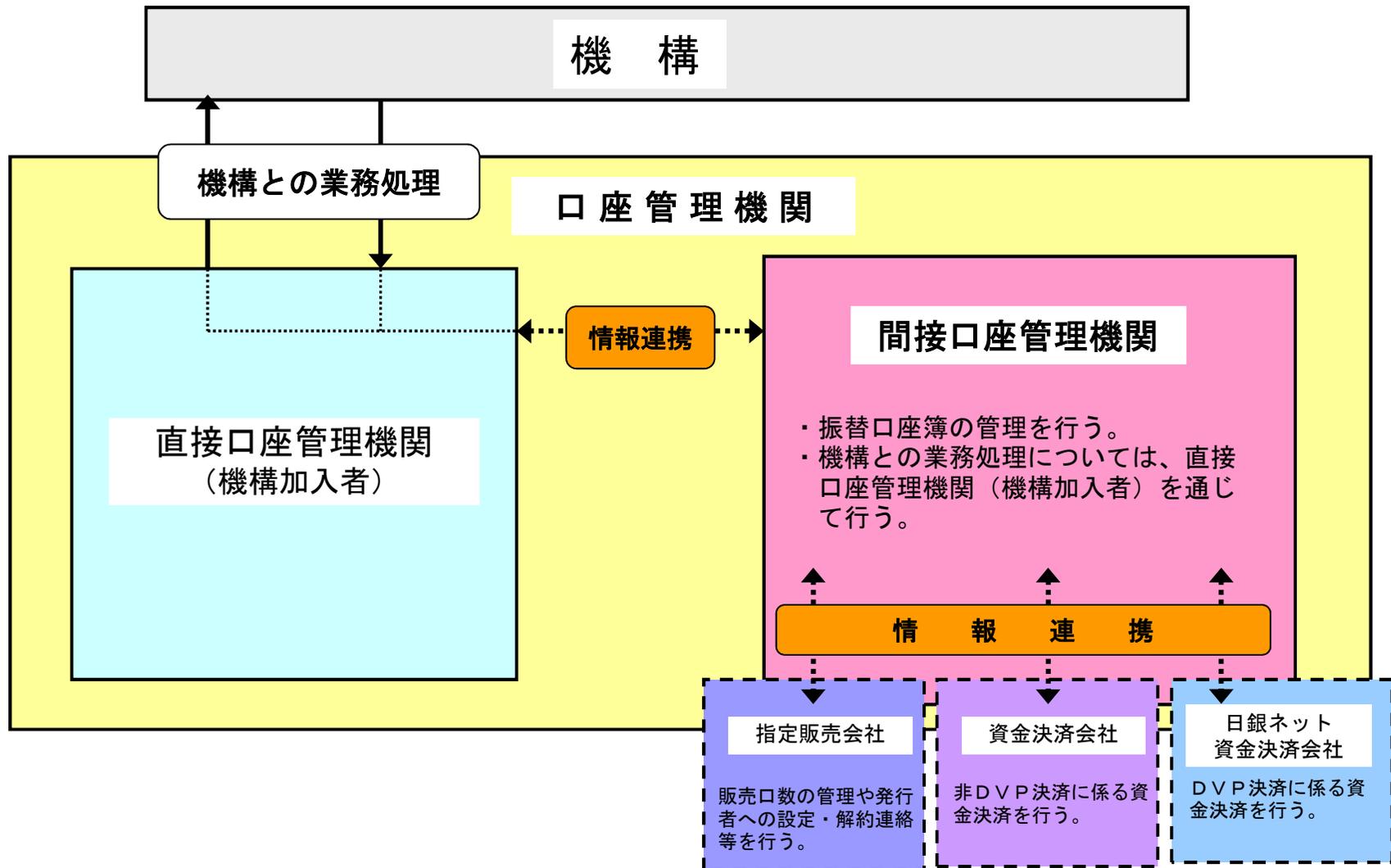
6 直接口座管理機関の役割



(実線) 投信振替システムにおける手続

(破線) 投信振替システム外での手続

7 間接口座管理機関の役割



(実線) 投信振替システムにおける手続

(破線) 投信振替システム外での手続

II 主な業務処理

1 口座管理機関の主な業務処理

本章では、投資信託振替制度における口座管理機関の業務のうち、投信振替システムを利用する業務処理の概要を説明します。簡略化のため直接口座管理機関のみ図示していますが、直接口座管理機関と間接口座管理機関の間でも、処理に必要な通知の授受が行われます。

なお、業務処理の詳細及び統合Web端末の操作方法等については、投信振替システム接続仕様書及び投信振替システム統合Web端末操作マニュアル（機構加入者編）等を適宜御参照ください。

新規記録（設定）非DVP/DVP

移 行

抹消（解約）非DVP/DVP

銘柄情報の取得

抹 消（償還）非DVP

残高確認（リコンサイル）

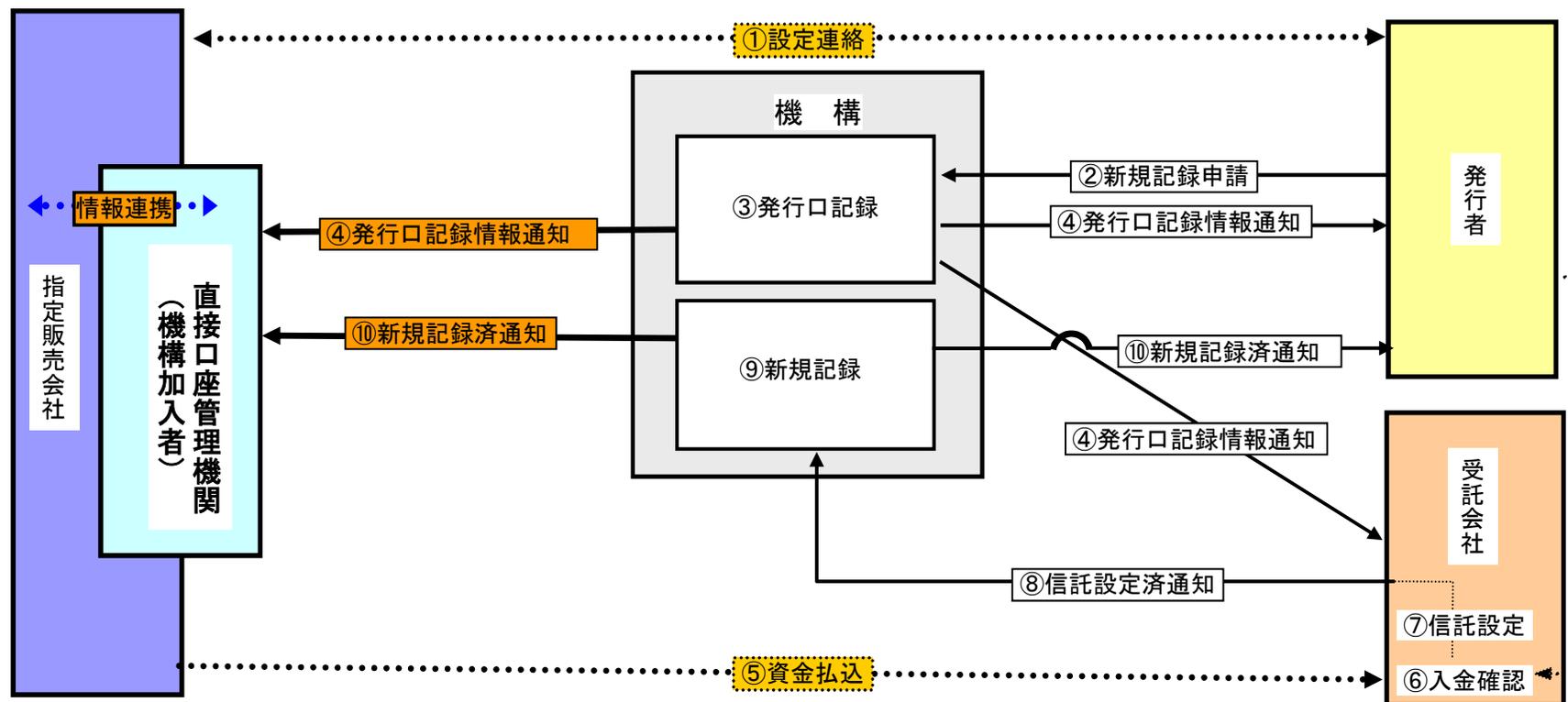
振 替

機構からの各種通知の取得

2 新規記録（設定） / 非DVP

指定販売会社からの設定連絡に基づき、発行者から機構に対して「新規記録申請」が行われ、その内容が「発行口記録情報通知」として直接口座管理機関へ通知されます。直接口座管理機関は、指定販売会社、間接口座管理機関へその内容を通知します。

指定販売会社から受託会社に対して設定代金の払込みが行われ、受託会社から機構システムへ「信託設定済通知」が入力されると、機構から「新規記録済通知」が直接口座管理機関へ通知されます。直接口座管理機関は、指定販売会社、間接口座管理機関へその内容を通知します（直接口座管理機関及び間接口座管理機関は、必要に応じ、自らの振替口座簿に増加記録を行います）。



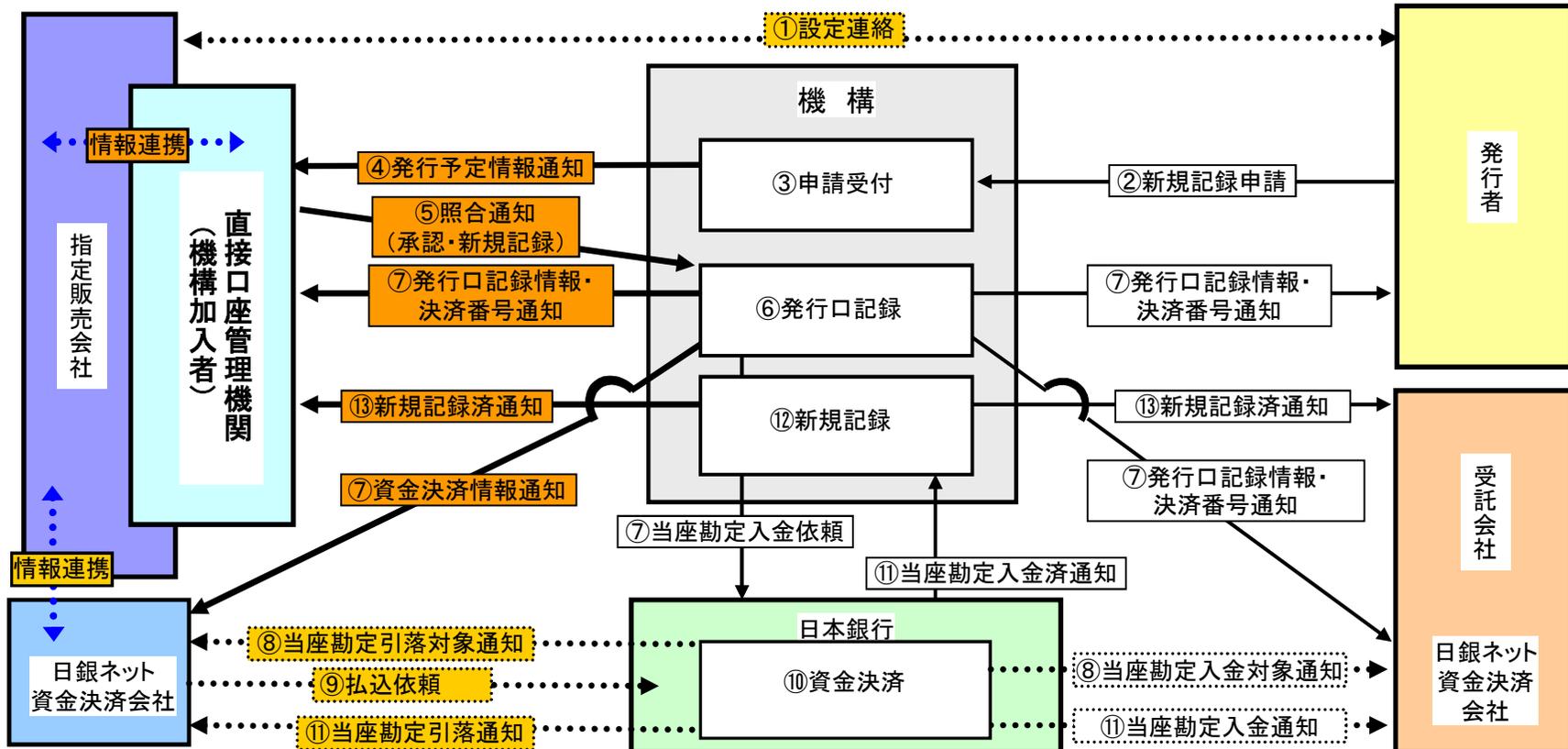
(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

3 新規記録（設定） / DVP

指定販売会社からの設定連絡に基づき、発行者から機構に対して「新規記録申請」が行われ、その内容が「発行予定情報通知」として直接口座管理機関へ通知されます。直接口座管理機関は、指定販売会社、間接口座管理機関とその内容を確認の上、機構システムへ「照合通知（承認・新規記録）」を入力します。機構システムから、資金決済に必要な決済番号を含む「発行口記録情報・決済番号通知」が送信されるので、直接口座管理機関は、指定販売会社、間接口座管理機関へその内容を通知します。

指定販売会社の指示に基づき日銀ネット資金決済会社を通じて設定代金の払込みに係る決済が行われると、機構から「新規記録済通知」が直接口座管理機関へ通知されます。直接口座管理機関は、指定販売会社、間接口座管理機関へその内容を通知します（直接口座管理機関及び間接口座管理機関は、必要に応じ、自らの振替口座簿に増加記録を行います）。



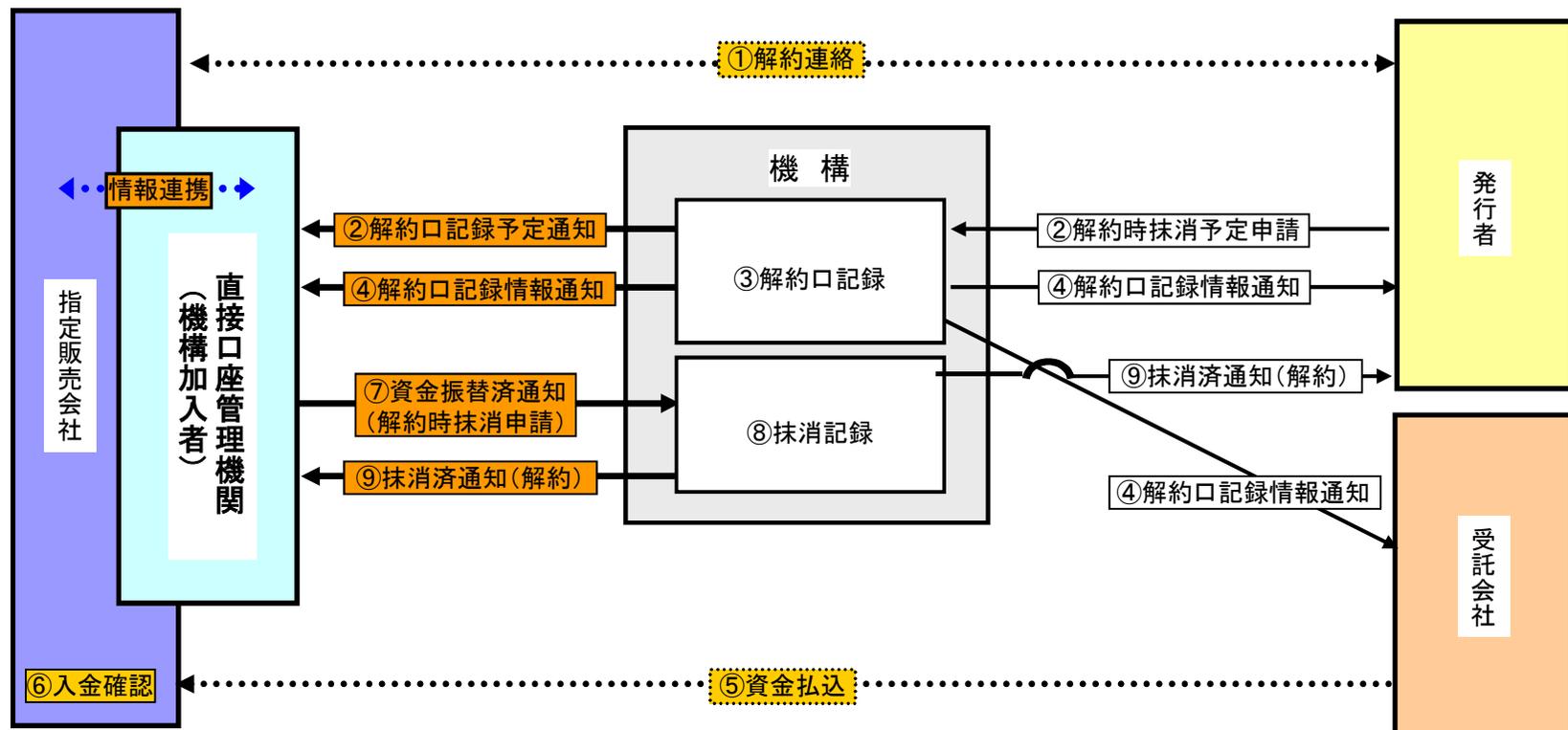
(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

4 抹消（解約） / 非 D V P

指定販売会社からの解約連絡に基づき、発行者から機構に対して「解約時抹消予定申請」が行われ、その内容が「解約口記録予定通知」として直接口座管理機関へ通知されます。直接口座管理機関は、指定販売会社、間接口座管理機関へその内容を通知します。

決済日当日、機構は「解約口記録情報通知」を直接口座管理機関へ通知します。指定販売会社は受託会社からの解約代金の払込みを確認後、間接口座管理機関及び直接口座管理機関に対してその旨を通知し、直接口座管理機関は機構システムへ「資金振替済通知（解約時抹消申請）」を入力します。直接口座管理機関は、機構から通知される「抹消済通知」の内容について、指定販売会社、間接口座管理機関へ通知します（直接口座管理機関及び間接口座管理機関は、必要に応じ、自らの振替口座簿に減少記録を行います）。



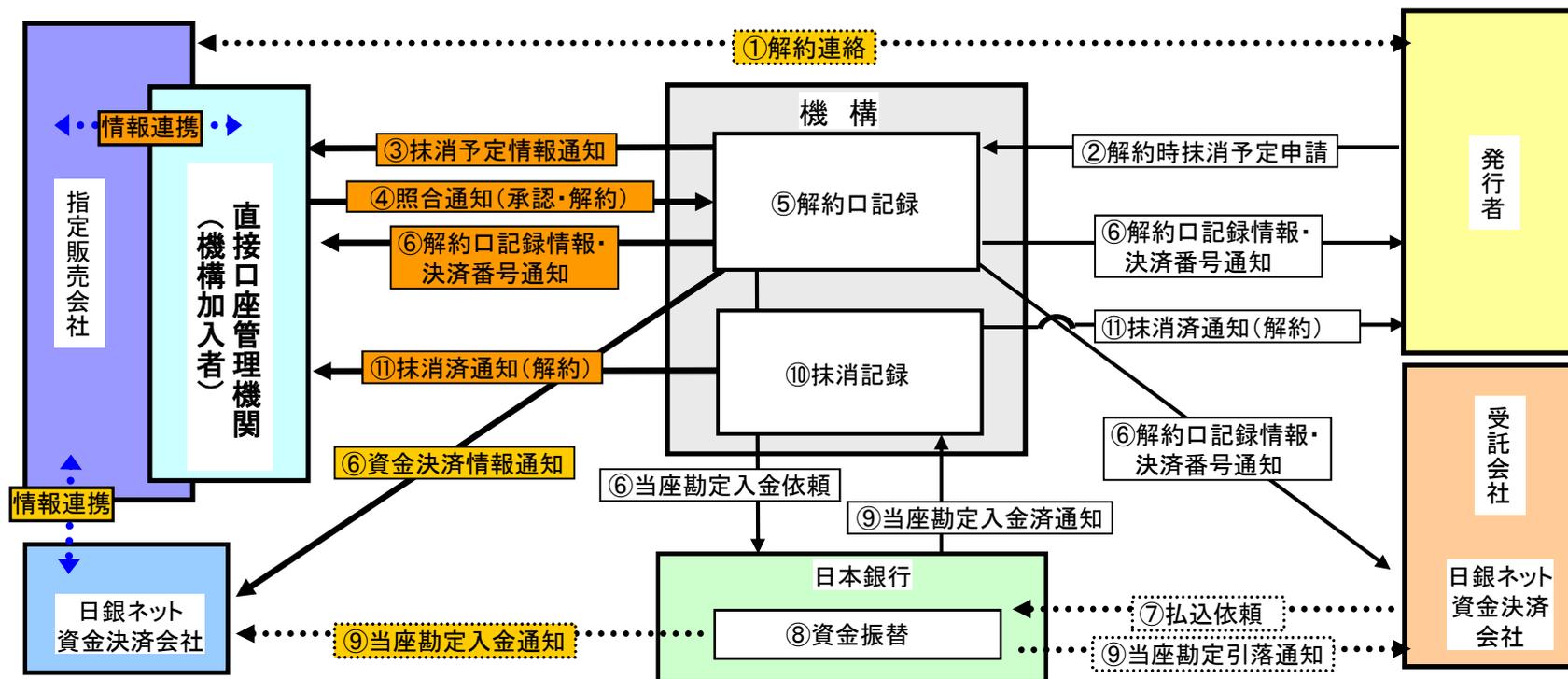
(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

5 抹消（解約） / DVP

指定販売会社からの解約連絡に基づき、発行者から機構に対して「解約時抹消予定申請」が行われ、その内容が「抹消予定情報通知」として直接口座管理機関へ通知されます。直接口座管理機関は、指定販売会社、間接口座管理機関とその内容を確認の上、機構システムへ「照合通知（承認・解約）」を入力します。なお、「照合通知」の入力は、「抹消予定情報通知」の配信当日に行う必要があります。

決済日当日には、機構から資金決済に必要な決済番号を含む「解約口記録情報・決済番号通知」が送信されるので、直接口座管理機関は、指定販売会社、間接口座管理機関へその内容を通知します。受託会社から日銀ネットで解約代金の払込みに係る決済が行われると、機構から「抹消済通知」が直接口座管理機関へ通知されます。直接口座管理機関は、指定販売会社、間接口座管理機関へその内容を通知します（直接口座管理機関及び間接口座管理機関は、必要に応じ、自らの振替口座簿に減少記録を行います）。



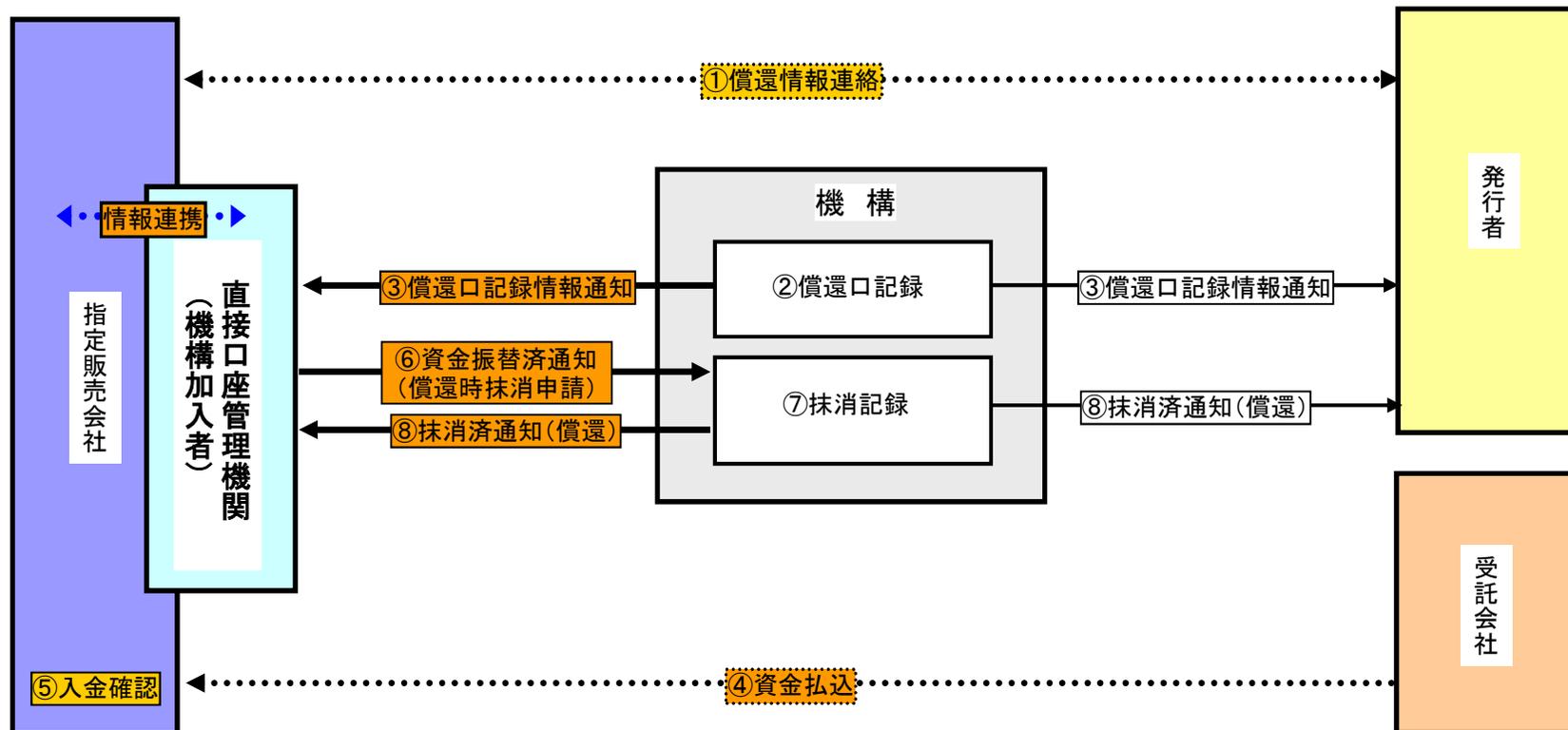
(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

6 抹消（償還） / 非DVP

償還日翌営業日、機構から「償還口記録情報通知」が直接口座管理機関へ通知されます。直接口座管理機関は、指定販売会社、間接口座管理機関へその内容を知ります。

指定販売会社は受託会社からの償還代金の払込みを確認後、間接口座管理機関及び直接口座管理機関に対してその旨を通知し、直接口座管理機関は機構システムへ「資金振替済通知（償還時抹消申請）」を入力します。直接口座管理機関は、機構から通知される「抹消済通知」の内容について、指定販売会社、間接口座管理機関へ通知します（直接口座管理機関及び間接口座管理機関は、必要に応じ、自らの振替口座簿に減少記録を行います）。



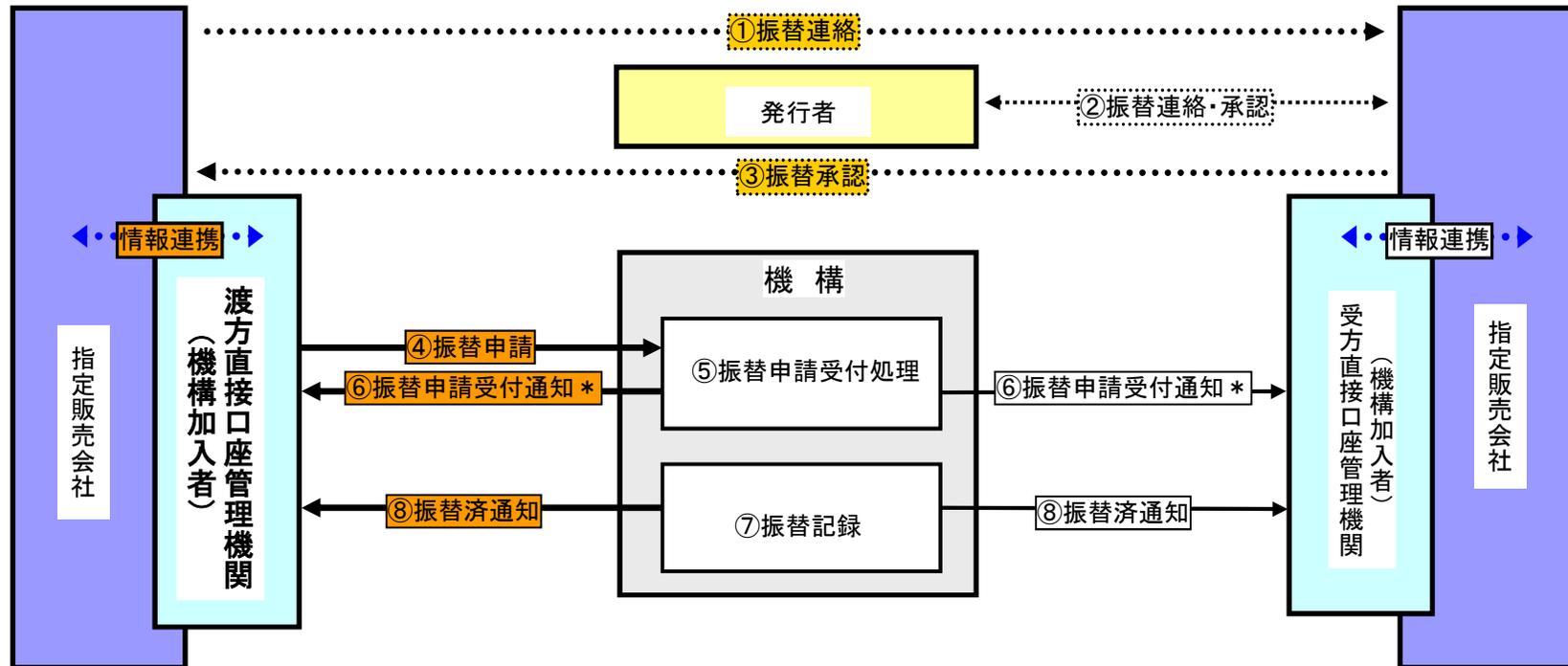
(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

7 振替

直接口座管理機関は、①他の機構加入者の口座への振替、又は、②自らの口座内の他の区分口座への振替、を行う場合、機構システムへ振替申請の入力を行います。機構システムからは、受付時には「振替申請受付通知」が、振替記録後には「振替済通知」が、渡方と受方の双方の機構加入者に通知されます。この振替が下位の間接口座管理機関に係るものである場合には、通知を受けた機構加入者（直接口座管理機関）は、間接口座管理機関にその内容を通知します（直接口座管理機関及び間接口座管理機関は、必要に応じ、自らの振替口座簿に増加又は減少記録を行います）。

また、振替が販売会社間の移管に係るものである場合には、事前に、渡方及び受方の口座管理機関並びに発行者間で、その内容について合意していることが前提です。



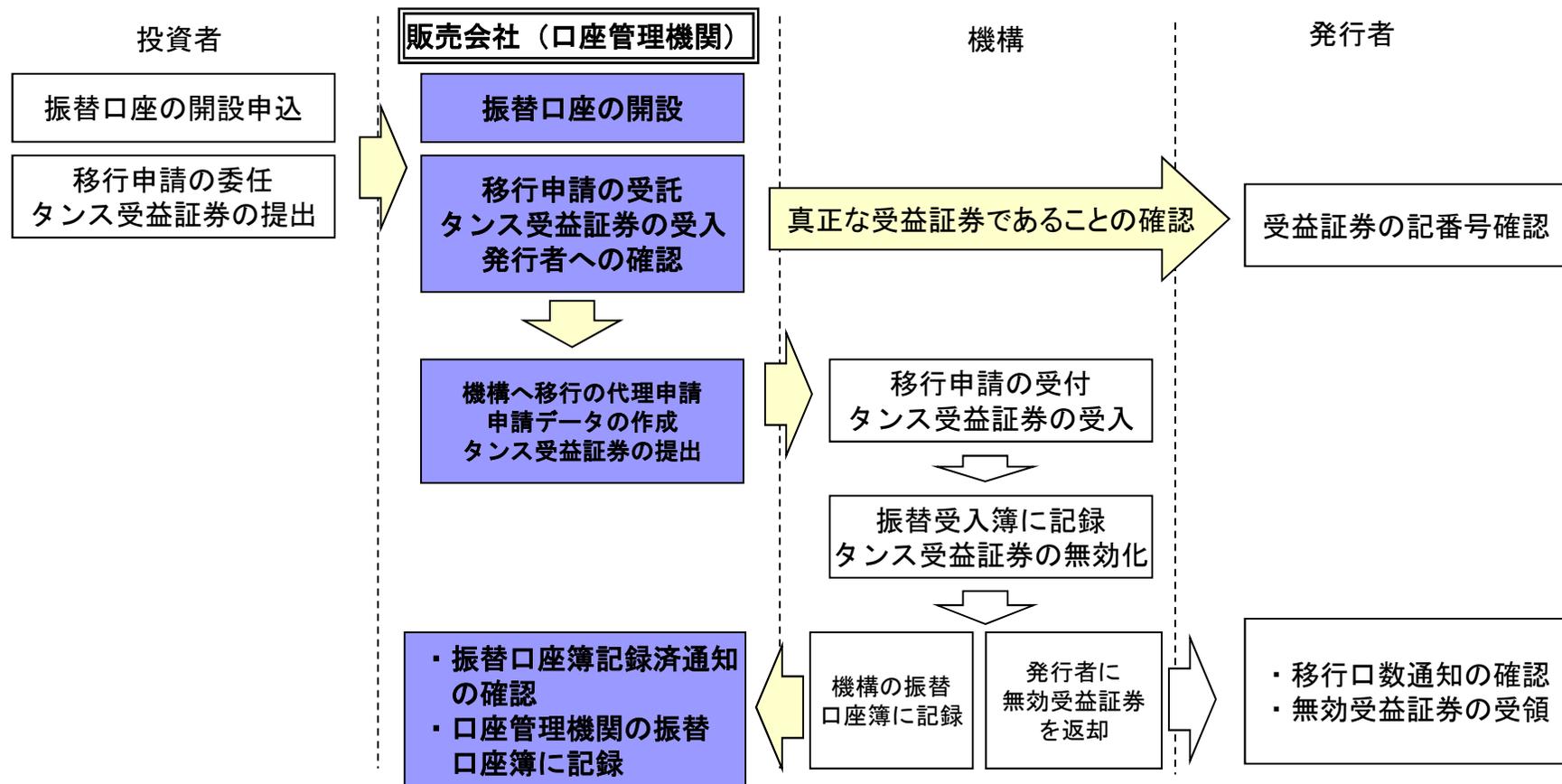
*⑥の通知はファイル伝送方式による前日振替申請の場合は配信されません。

(実線) 投信振替システムにおけるデータの流れ

(破線) 投信振替システム外でのデータの流れ

8 移行

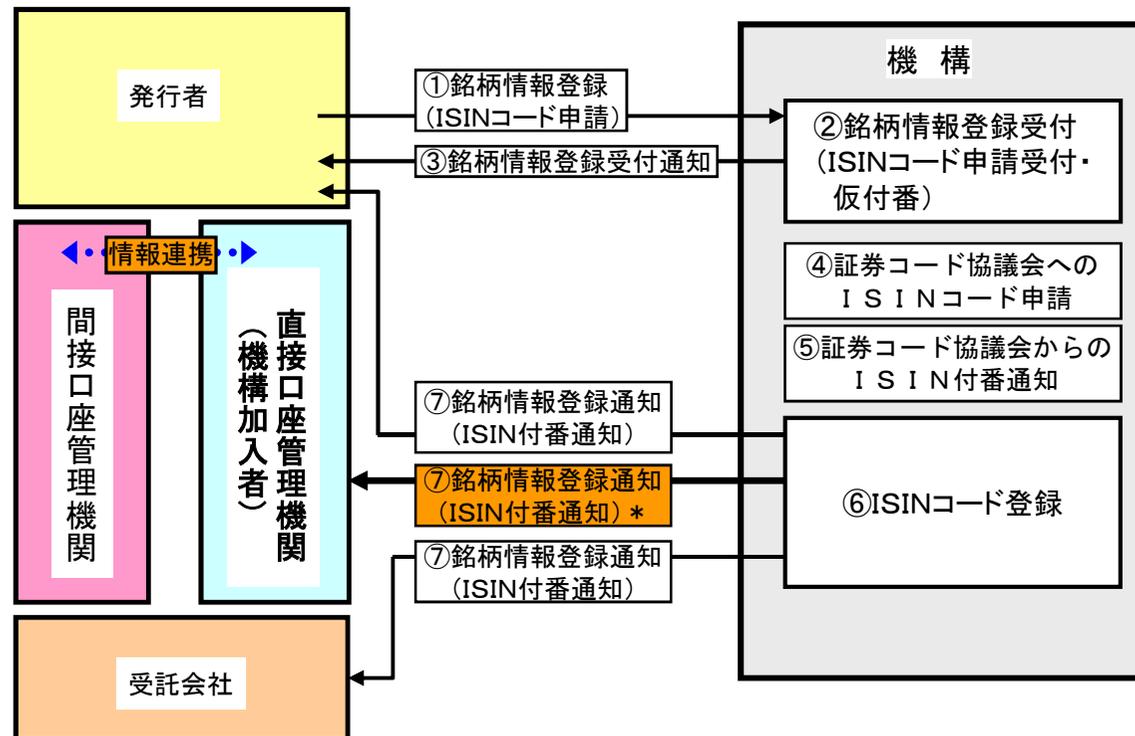
制度開始前に発行された投資信託受益証券のうち、投資家自身で保有されている券面（いわゆるタンス受益証券）は、以下の手順により、個別に振替制度へ移行します。



9 銘柄情報の取得

投資信託振替制度で取り扱う銘柄の内容（ISINコードを含む。）は、発行者が銘柄情報登録後、公募銘柄については、機構から直接口座管理機関へ「銘柄情報登録通知」が配信されます。直接口座管理機関は、銘柄情報登録通知を取得後、必要に応じて間接口座管理機関に通知します。

なお、私募銘柄については、機構から「銘柄情報登録通知」は配信されません。機構システム外で、発行者と指定販売会社間で情報連携がされることとなっています。

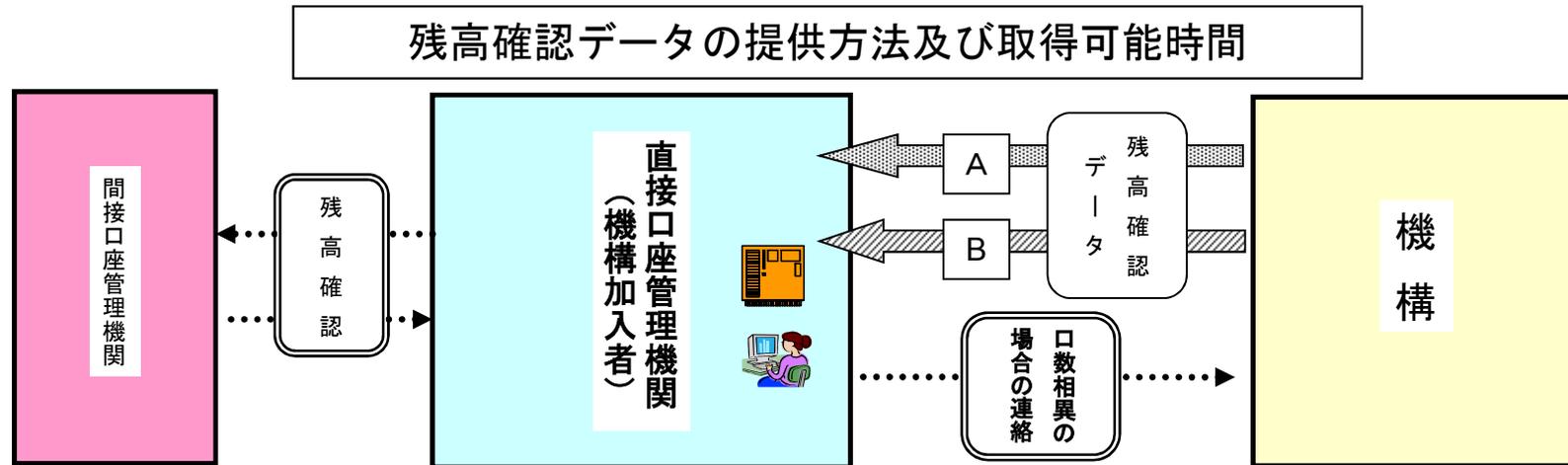


* ⑦の直接口座管理機関への通知は公募銘柄のみ

10 残高確認（リコンサイル）

毎営業日、機構から直接口座管理機関に対し、銘柄ごと、区分口座ごとの残高確認データが通知されます。直接口座管理機関は、自社が備える振替口座簿と照合を行い相異がある場合は、直ちに機構へ連絡します。

また、下位の間接口座管理機関がある場合は、直接口座管理機関と間接口座管理機関の間で残高確認を行います。



(残高確認データの取得可能時間)

提供方法		取得可能時間
A	CPU接続 (ファイル伝送方式)	18:00~20:00 翌営業日3:00~17:00
	JEXGW接続	18:00~19:00 翌営業日3:00~19:00
B	Web接続	18:00~19:00 翌営業日8:30~17:00

(残高確認データ項目のイメージ)

口座残高 (A)	申請中			申請中の口数を考慮 した口座残高 (A)-(B)-(C)+(D)
	解約(B)	振替		
		渡(C)	受(D)	
150	50	30	20	90

1 1 機構からの各種通知の取得

直接口座管理機関は、Targetほふりサイトの「ほふりからの連絡」等及び統合Web端末の「ダウンロード画面」において、Targetほふりサイトを利用している間接口座管理機関は、同サイトの「ほふりからの連絡」等において機構からの各種通知等を取得します（下位にTargetほふりサイトを利用していない間接口座管理機関がある場合は、直接口座管理機関は当該間接口座管理機関へ連携します。）。

■ 「ほふりからの連絡」等の掲載内容の例

各種通知、各種留意事項、投信小委員会の概要、販売会社移管等に係る連絡先一覧等

■ 「ダウンロード画面」の掲載内容の例

帳票印字ツール、個別移行用ツール

Ⅲ 制度への参加について

1 制度参加に関する検討事項及び準備

■ 制度参加に関する検討事項

- 直接口座管理機関となるか、間接口座管理機関となるか御検討ください。
 - 直接口座管理機関として参加する場合（機構とのシステム接続の方法の検討）
 - ・ Web接続の利用は必須となります。自社で接続するか代行会社を利用するかについて御検討ください。
 - ・ CPU接続の利用は任意となります。業務内容に応じて御検討ください。
 - ・ 自社で接続する場合は、接続テスト等が必要となります。
 - * 詳細については、機構ホームページを御参照ください。
 (<http://www.jasdec.com/system/fund/participation/flow/index.html>)
 - 間接口座管理機関として参加する場合
 - ・ 上位の直接口座管理機関との情報連携の整備
- 加入者保護信託に関する手続
 口座管理機関となるには、加入者保護信託負担金の支払いが必要になる場合があります。
 詳細については、機構ホームページに掲載している「投資信託振替制度について」を御参照ください。
 (http://www.jasdec.com/system/fund/data/shiryo_seidoyoukou.html)
- 発行者との設定・解約連絡等機構システム以外の情報連携の整備（販売会社）

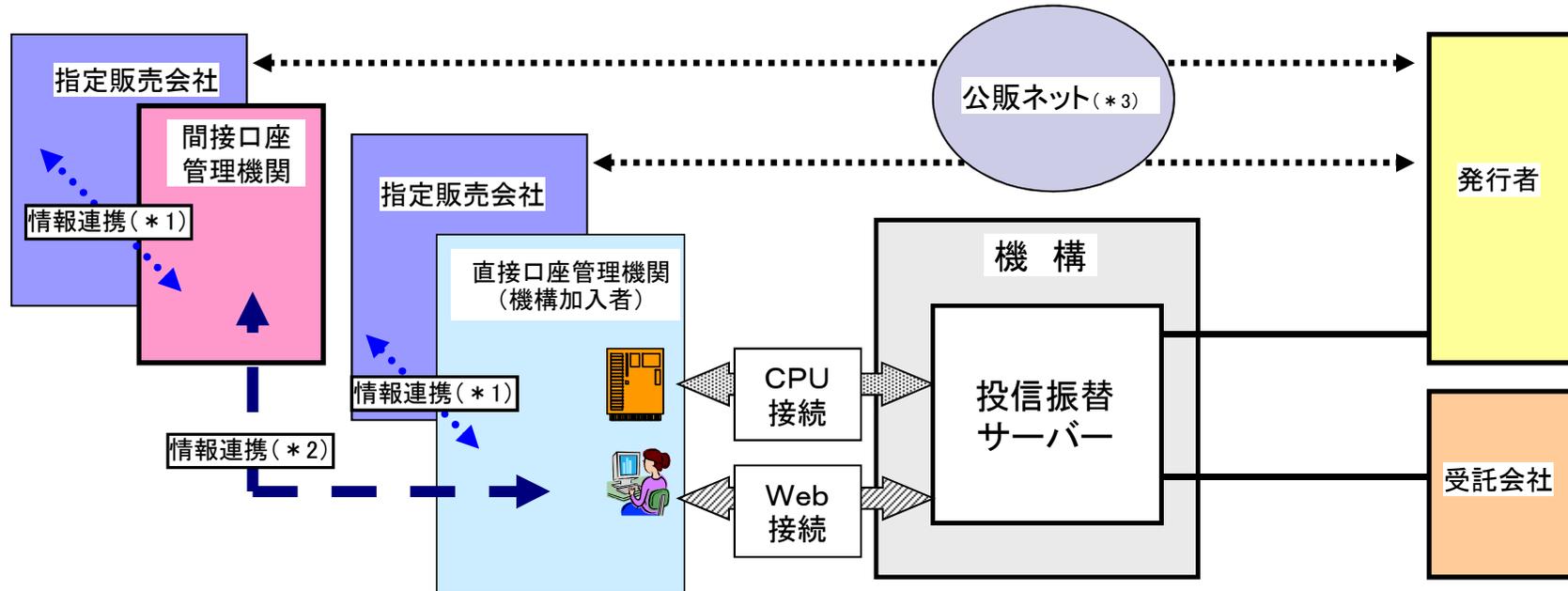
■ 制度参加に関する準備

上記検討事項等が確定しましたら、機構の定める書類等を、原則として提出期限まで（接続テストを必要とする場合には、募集受付期間中）に御提出ください。

具体的な手続については、機構ホームページを御参照ください。

(<http://www.jasdec.com/system/fund/participation/index.html>)

2 機構とのシステム接続イメージ



接続方式 (*4)	特徴	準備 (*5)
CPU接続	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量、高速処理のため、日々の設定解約のボリュームがある場合に有用 ・銘柄情報登録(変更)の機能はない 	接続方式(オンラインリアルタイム方式、チャンネルファイル伝送方式、ファイル伝送方式、JEXGW接続方式)により、利用条件が異なる。
Web接続(必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての振替業務機能を装備 ・CPU接続データのモニタの役割 ・CPU接続障害時の代替、補完手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・Web端末 ・接続回線(バックアップセンタとの回線はISDN回線) ・通信機器等(ルータ、TA等)

- (*1) 口座管理機関は発行者への設定・解約に係る連絡を行うため、指定販売会社との情報連携が必要となりますが、原則として、指定販売会社は口座管理機関となることを前提とします。
- (*2) 間接口座管理機関は機構とのシステム接続はありませんが、直接口座管理機関を通じて各種業務処理を行うことになるので、直接口座管理機関の間では情報連携を行う必要があります。
- (*3) 公販ネットは、投信振替システム外のシステムで、発行者との設定解約連絡等を行います。
- (*4) 接続方式については、Web接続は必須、CPU接続は任意となります。業務機能に応じて使い分けていただくことになります。またCPU接続は計算会社を、Web接続は代行会社を利用することもできます。
- (*5) 自社で接続する場合の準備となります。詳細については機構へお問い合わせください。

3 主要手数料

機構加入者及び間接口座管理機関に係る主要手数料は以下のとおりです。なお、手数料全般における具体的な内容及び料率につきましては、機構ホームページにて公表しておりますので、御参照ください。 (<http://www.jasdec.com/system/fund/>)

■ 機構加入者（直接口座管理機関）の場合

【イニシャルコスト（制度参加時に必要なもの）】

- 口座開設金及びシステム接続準備手数料

【ランニングコスト（制度利用に関して継続的に必要なもの）】

- システム接続料（統合Web接続またはCPU直結）
- 口座残高管理手数料（*1）

■ 間接口座管理機関の場合

【イニシャルコスト（制度参加時に必要なもの）】

- 間接口座管理機関定額負担金（*2）

(*1) 口座残高管理手数料の計算方法等につきましては、機構ホームページにて公表しておりますので、御参照ください。 (<http://www.jasdec.com/system/fund/rule/fee/index.html>)

(*2) 間接口座管理機関の場合、機構に対する手数料は間接口座管理機関定額負担金のみとなります。直接口座管理機関への手数料については、接続する直接口座管理機関に御確認ください。

4 主な関連資料及び掲載場所等

- 社債等に関する業務規程及び同施行規則
⇒機構ホームページに掲載
(<http://www.jasdec.com/material/list/fee/index.html>)
 - 投信振替システム システム処理概要
⇒Targetほふりサイトからリンクするほふりシステム情報サイトに掲載
 - 投信振替システム接続仕様書
⇒Targetほふりサイトからリンクするほふりシステム情報サイトに掲載
 - 投信振替システム 統合Web端末操作マニュアル（機構加入者編）
⇒Targetほふりサイトからリンクするほふりシステム情報サイトに掲載
 - 移行事務取扱要領
⇒機構ホームページに掲載
(<http://www.jasdec.com/system/fund/beneficiary/index.html>)
 - 差押えに関する取り扱いについて
⇒機構ホームページに掲載
(<http://www.jasdec.com/system/fund/rule/procedure/index.html>)
- * 機構ホームページには、その他の資料等についても掲載していますので、必要に応じて御参照ください。

お問合せ先

株式会社 証券保管振替機構
社債投信業務部 投信担当

電話 03-3661-5674

Email e-fund@jasdec.com